

(その1)

収 支 報 告 書

令和05 年分
開催分)

(ふ り が な) いはらたくみこうえんかい

1 政 治 団 体 の 名 称 井原たくみ後援会

2 主たる事務所の所在地 愛媛県四国中央市中曾根町411-5
(アパート・マンション名)

3 代 表 者 の 氏 名 (姓) (名)
井原 巧

4 会 計 責 任 者 の 氏 名 (姓) (名)
井原 司

事 務 担 当 者 の 氏 名 (姓) (名)
大西 高義

(電話) 0896-23-8650

(電話)

(電話)



政 治 団 体 の 区 分

☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政 党 の 支 部	規定による政治団体
☐ 政 治 資 金 団 体	☒ そ の 他 の 政 治 団 体
	☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活 動 区 域 の 区 分

☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内
---------------------------------------	---

資金管理団体の指定の有無

☒ 有
☐ 無
公 職 の 種 類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)
資金管理団体の届 (姓) (名)
出をした者の氏名 井原 巧

国会議員関係政治団体の区分

☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公 職 の 候 補 者 (姓) (名)
の 氏 名 井原 巧
公 職 の 種 類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)
公 職 の 候 補 者 (姓) (名)
の氏名(2人目)
公 職 の 種 類
(現職・候補者の別)
公 職 の 候 補 者 (姓) (名)
の氏名(3人目)
公 職 の 種 類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	5,873,977
(前年からの繰越額)	5,373,977
(本年の収入額)	500,000
支 出 総 額	3,139,043
翌年への繰越額	2,734,934

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	500,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	500,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	500,000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
1	清和政策研究会	500,000	R5/6/19	東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル	松本 淳一郎	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 寄 附						
合 計		500,000	/			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	1,103,000		
(2) 光 熱 水 費	200,088		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	65,331		
(4) 事 務 所 費	836,408		
小 計	2,204,827	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	934,216		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	934,216	0	
合 計	3,139,043		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項・目別区分		2. 光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1	電気代（1月分）	18,025	R5/1/6	四国電力株式会社	香川県高松市丸の内2-5	
2	電気代（2月分）	19,498	R5/2/2	四国電力株式会社	香川県高松市丸の内2-5	
3	電気代（3月分）	16,541	R5/3/7	四国電力株式会社	香川県高松市丸の内2-5	
4	電気代（4月分）	16,501	R5/4/3	四国電力株式会社	香川県高松市丸の内2-5	
5	電気代（5月分）	15,546	R5/5/1	四国電力株式会社	香川県高松市丸の内2-5	
6	電気代（6月分）	14,056	R5/6/1	四国電力株式会社	香川県高松市丸の内2-5	
7	電気代（7月分）	14,407	R5/7/4	四国電力株式会社	香川県高松市丸の内2-5	
8	電気代（8月分）	17,072	R5/8/4	四国電力株式会社	香川県高松市丸の内2-5	
9	電気代（9月分）	19,308	R5/9/4	四国電力株式会社	香川県高松市丸の内2-5	
10	電気代（10月分）	17,113	R5/10/2	四国電力株式会社	香川県高松市丸の内2-5	
11	電気代（11月分）	16,271	R5/11/10	四国電力株式会社	香川県高松市丸の内2-5	
12	電気代（12月分）	15,750	R5/12/4	四国電力株式会社	香川県高松市丸の内2-5	
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合計	200,088				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		65,331				
合 計		65,331				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	郵便代	328,136	R5/3/23	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	郵便代	19,908	R5/3/27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	郵便代	151,714	R5/3/27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
4	郵便代	161,820	R5/3/27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
5	郵便代	44,380	R5/3/28	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
6	監査報告書作成報酬	99,790	R5/6/20	佐伯政和税理士事務所	愛媛県松山市北久米町264-3	
7	税理士報酬源泉	10,210	R5/6/20	伊予三島税務署	愛媛県四国中央市三島中央5丁目9番45号	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	そ の 他 の 支 出	20,450				
	合 計	836,408				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	旅行代金	495,530	R5/9/20	株式会社 JTB	東京都千代田区霞が関3-2-5 霞 が関ビルディング23階	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		174,320				
合 計		669,850	/			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	弁当代	33,000	R5/7/11	魚秀商店	四国中央市上柏町217-11	
2	食事代	33,270	R5/9/28	(株) レストラン モ ア	東京都千代田区隼町4-1	
3	飲食代	39,200	R5/10/17	(株) レパスト	東京都港区東新橋1丁目9番1号 東京汐留ビルディング14階	
4	飲食代	19,030	R5/10/25	(株) ニュートーキ ヨー	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館地下1階	
5	飲食代	38,610	R5/10/29	天壇	京都府京都市東山区宮川筋1丁 目221番地	
6	飲食代	24,737	R5/11/30	(株) 第一興商	東京都品川区北品川5-5-26	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		76,519				
合 計		264,366				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 5月 31日

政治団体の名称 井原たくみ後援会

会計責任者の氏名 井原 司



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和 6 年 5 月 31 日

井原たくみ後援会

代表 井原 巧 殿

登録政治資金監査人

佐伯 政和



登録番号 第 4421 号

研修修了年月日 平成 25 年 8 月 1 日

1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、井原たくみ後援会の令和 5 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、井原たくみ後援会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると佐伯政和が判断したため、佐伯政和が勤務する税理士法人ネクスト松山の主たる事務所（愛媛県松山市居相 4 丁目 22 番 26 号）において行った。
- なお、井原たくみ後援会の主たる事務所で行われないことについて、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会

計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができている。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3. 業務制限

井原たくみ後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以 上